

西日本入会林野研究会 会 報

(第5号)

『入会林野と分収林』

(第5回シンポジウム)

〈報告要旨〉

- | | | |
|-----------------|---------|-----|
| 入会林野と分収林 | 川 東 義 明 | (1) |
| 分収造林と入会林の関係について | 真 孫 義 之 | (2) |
| 共有山の沿革と現状 | 砂 田 清 哉 | (4) |
| 入会集団の意義と分収林契約 | 岡 森 昭 則 | (8) |

〈シンポジウム〉

- | | |
|-----------------|------|
| I 入会林野の所有権登記 | (11) |
| II 入会林野は近代化すべきか | (13) |
| III 共有山組合と入会権 | (16) |
| IV 対馬林業公社と入会林野 | (17) |
| V 生産森林組合と分収林 | (18) |

- | | |
|--------|------|
| 〈大会記事〉 | (27) |
|--------|------|

1980. 9

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条（名称） 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目的） 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事業） 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会員） 本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所） 本会の事務所は福岡市西区西南学院大学におく。

第六条（役員） 本会の役員として運営委員若干名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

運営委員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総会） 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会費） 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

入会林野と分収林

—鹿児島県大浦町の事例—

鹿児島県加世田農林事務所 川 東 義 明

1. 大浦町の概要

薩摩半島の西南部の東支那海に面した総面積3,782 ha、人口4,124人で、水稻、茶、果樹を主要作物とした兼業化の著しい農山村である。森林面積は2,431 haで、林野率は64%である。

2. 入会林野の現況と整備状況

入会林野面積は1,254 ha（森林面積の51.6%）、15の入会集団がある。入会集団の権利者数は22～219人であり、記名共有名義の住民共有地となっている。

昭和53年度末現在の整備状況は、整備完了が5集団、476 ha (38%)、権利者36～79人でいずれも生産森林組合を設立しており、その他整備中が5集団、524 ha (42%)、権利者25～135人と未整備が5集団、254 ha (20%)、22～219人ほどある。

整備完了の5集団にはすぐれたリーダーがあり、その意欲的な活動と町および森林組合の助言、指導が一体となって整備が行なわれている。他方未整備の入会集団にはリーダーのなり手がないという問題がある。

3. 整備後の問題点

① 入会林野は旧製炭林であり整備前の昭和41年には人工林率は36%にすぎなかったのであるが、整備後拡大造林を課題として鋭意努力した結果、53年には45%に達している。しかし県平均の56%には及ばない。こうした中で、保育労働力の確保や無収入状況での財務運営など運営面で苦慮してい

る。とくに経理面については、2組合では人材を得ているが、3組合にはこれがなく苦慮している。

② 生産森林組合が分収造林へ土地提供するのは好ましいことではないが、現実には經營基盤、労働力及び資金の状況から、直営林経営としての実質を損わない限度で、分収造林を認めざるを得ないであろう。大浦町の5組合では直営林が63%、先述の造林の進展もこの分収造林に負っている。加えて、直営林の天然林については直営造林ではごくわずかしかできず、大半は分収林に出さなければならないと思われる所以、今後、分収造林地は増大するといえよう。

4. 今後の対策

① 役員会の機能が発揮されていないし、今後、組合数が増加するとこの傾向は一層つよまると思われる。そこで将来は生産森林組合連絡協議会をつくり、経理事務の代行などを行なうことが課題となろう。

② 組合員の出役率が低下しており、出稼ぎを防ぐような行政を行なうことによって、労務の確保を図ることが必要である。

③ 現実に適合した施業計画（とくに団地共同施業計画の作成）、入会整備特対事業や林構事業及び県単入会林野整備促進事業などの補助事業の導入、また森林総合整備事業の活用など、各種補助制度の効率的導入活用も課題である。

分収造林と入会林の関係について

対馬林業公社 真 孫 義 之

(1) 対馬林業公社の設立目的

全国でも前例のない林業公社が、昭和34年に離島対馬で産声をあげたのは、広大な面積を占める対馬の林業開発が目的であった。その中でも特に経済力の浅い島民の全体的レベルアップを図るために、より多くの島民が所有する本戸有林こそ最も適した対象であった。8,000町歩とも9,000町歩とも云われていたこの入会林の開発を目的に設立されたのが、対馬林業公社だったのである。

この入会林の開発は、部落民の共同の経済基盤、将来の資産造りを最終の目標としながら、現実には入会権者を造林事業に就労させ、賃金と云う現金収入を得るという、将来と今日の一石二鳥を狙った施策としての効果を有した。また、この就労を通して島民は造林技術を研修し、自己の資産造りをしながら仲間意識、連帯感を高めたのであり、公社造林は入会林を通して島民の経済的、技術的、精神的、多面にわたる効果を果したのである。

このように公社は個人有林を対象とせず、より多くの島民にかかる入会林の開発を目的としたが、伐採時点での収益はすべて委託者に還元するという信託契約方式によって行なわれたのであり、全く他の林業公社にみられない仕組がとられていた。

そしてこれは農林公庫の格別の配慮により、地上権設定登記をしないで、県の損失補償のみで融資を行うことでスタートしている。

ところが、相次ぐ全国的な林業公社の設立で、公庫資金は急増し、農林公庫としても、「対馬の公社だけを損失補償のみで特別融資することは他公社との関係上、困る。」とい

うことで方針転換が昭和30年代後半には打ち出されてきたのである。かように対馬の公社にとっては、全国的な林業公社の出現は、誠に迷惑千万な結果となつたわけである。

ともあれこうして9年目の昭和42年には、個人有林を主対象とした分収造林方式に經營方針を転換し、入会林は入会整備の対象林のみしか採り上げることができなくなつたのである。

(2) 入会林の経営上のメリット

先の理由により、個人造林を主対象とした造林を昭和42年より進めてみたが、零細な山林多く、經營上、何人かの隣接者に呼びかけないと一経営団地の形成ができない問題があった。この点大規模面積を有する入会林が果す役割は大きく、公社經營に寄与してくれている。これに対し、現地測量に悩んでいた入会整備組合にとっては、公社は施業上必要な図面作成を行うので、これを活用することができ、入会林を公社造林することで大きな相互メリットを得ることができる。

また、当社には相続登記資金貸付制度があり、入会整備上必要な事務関係資金を貸付しており、公社は入会整備の資金的支援の役割も果している。

公社造林のなかに占める入会林のウェイトは昭和53年度末現在で、造林面積、4,725haのうち、入会林は約2,023ha、42.8%を占めている。

しかし、年度別にみてみると、分収方式に經營転換した昭和42年度以後の10ヶ年に造林された入会林は約491ha、10.4%に過ぎない。

(3) 入会整備後の活動状況

入会整備により、所有権は明確となつたが、これに伴い制度資金等を導入して自主的に活発な活動をしているかというと、それはみられない。入会整備により、形だけは近代化されたが、その基盤を活かして、立ち上る共同経営意識も、適切なリーダーも、仲間意識も残念ながらみられない。資金的な助成はあっても、農民の人造りまではなかなか手の届くものでなく、中途半端な結果に終っているのである。

対馬は漁業に支えられてきたが、その漁業自身が不振でその上、低成長下でのインフレは、島民の生活を大きく圧迫してきた。下手をすれば、逆にこの所有権の近代化は、一部の人々の手に所有権が移ってゆく原因ともなりかねない情勢にある。

農山村での中途半端な近代化は、色々な面でマイナス因子が大きく働く可能性が強い。戦後の各種の近代化政策は、農民の古くて良い面までも「古いものすべて悪」として、新しい考え方、方向に変身させてきたが、今日農山村の古いものへの見直しが必要と考えられる時期となってきた。

限られた小さな農山村社会構造のなかで、経済的追及のみでは、都会よりも早いテンポで行詰りに突き当る感じである。対馬の公社の設立の精神は、設立計画書で当時の木村長崎県林務課長（現日本治山治水協会専務）が述べられているように、利用方法も管理經營も粗放な入会林は、部落民が自主的に經營の合理化を図ろうとしても困難であろうし、また行政的助長策の対象として取扱うことも難しい存在である。これを住民の共同山の意志を卒直に認め一体となった実行組織体として、委託者から信頼されることを第一の前提とし、一番大切にしよう。公社をそういう組織にし

ていこうということにあったのである。

自己を中心とした最近の農山村の経済追及型の構造のなかで、300年の歴史のなかに引き継がれてきた仲間山も農山村には必要ではないのか。共同の資産を囲んで部落意識、連帯感を培いつゝ、共に汗を流し、共に共同の将来への一つの夢を大事に見守り合うことが、限られた小さな農山村で人間味あふれる山村構造をつくるのに大きな役割を果すのではないか。このためには、入会仲間に最も信頼される公社として、共に語り合い、汗を流しつゝ山造りに専念できる公社造林の在り方が望ましいように、入会整備後の虚脱状況にある部落の姿をみるたびに、強く感じるのである。

造林面積の拡大、森林組合の育成は二次的結果として期待し、むしろ、入会林と公社が組み合って、今こそ、人間性豊かな農山村再構築をすること、そのことこそが眞の入会整備近代化への道ではないだろうか。

入会仲間と一緒に考え、実行してゆけるもっと泥くさい組織としての林業公社へ、暖い國の抜本的な指導を仰げないものか、それが私が20年間多くの入会仲間の人々と共に歩みつゝ感じてきた卒直な考え方である。余りにも精神論的私の愚かなる偏見にすぎないのであろうか。先輩の皆様の御指導を仰ぎたい。

(4) まとめ

入会林整備の問題点は、入会整備後どうあるべきかに問題が残されている感じである。この問題解決の一手段として林業公社造林はもっと身近な組織として、入会仲間と一緒に考えて、実行できる組織として活用されるべきでないだろうか。

造林面積の消化や、森林組合育成という従来の主目的も大切な公社の役割であることは判るが、入会林整備後の公社造林の役割こそ、最も身近な適切な手段となり得るのでない

か、特に経済性の追及だけでなく、限られた小さな農山村の仲間意識・連帯感・部落意識がよみがえってくれるような経営を探り入れ

共有山の沿革と現状

今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合

組合長 砂 田 清哉

1. 共有山組合の沿革
明治12年、野山が地方63ヶ村の共同入会の共同管理になる。（「郡内地方各村共有地ニ取調候儀ハ聞届候条……」明治12年10月22日、愛媛県令 岩村高俊）

明治15年、野山の所有権認可申請はじまる。

明治20年、全野山の所有権認可申請（所有伺書）提出。

明治23年、野山が地方63ヶ村の所有地となる。（「伺之趣問届民有地第一種ニ編入ス」明治23年10月1日愛媛県知事 勝間田稔）

明治24年9月5日「越智郡日高村外13ヶ町村組合」設立される。

明治36年 第1次植林計画に着手する。
大正元年 造林着手10年の記念行事開催。

（「本組合公有山は……維新前より、越智郡地方63ヶ村の入会山なりしが、明治10年改租以来、所有未定地となりしより、其の後民有地編入のことにつき、其の筋へ顧出でしも、不幸にして許可せられず……。……明治10年に至り、具体的願書を捧呈せしに、内務省にしてはなお所有権の確認を与へざりしが、かつて本県知事たりし白根専一君入閣の後、……明治23年10月、本組合町村即ち前の63ヶ村公有たるの指令に接し、……当初の大目的を貫徹するを得たり。）

ことが今後の入会林と公社造林の関り合いの中で、もっとも大事なことのような気がしてならない。

今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合

組合長 砂 田 清哉

……該地は、36、7年の頃より植林の計画を立て、爾來着々其の歩を進めつつあり。之が管理の方法宣敷を得るに於ては、将来大いに望みを嘱するに足る。これ一に該地の所有権たる根底の確立せるによるものにして……」大正元年11月20日）

大正15年3月31日「今治市及越智郡日高村外11ヶ村組合」に改称。林野の所有名義を組合1本に絞る。

昭和37年8月21日「今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合」に改称。地方自治法による一部事務組合。決議機関として組合議会があり、議員14人は農林業にたずさわる者を旧13ヶ町村単位に1人ずつ（旧今治市は2人）関係市町村議会で選出する。

2. 組合林の現況

① 総面積2,478.4 ha、直営林714.5 ha、部分林1,763.9 ha、

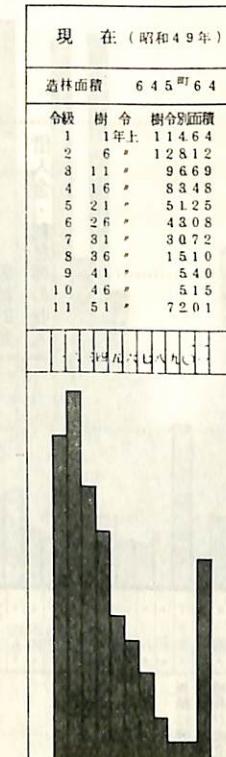
② 人工林率 直営林92%、部分林78%、

③ 所在地域、玉川町1,927.7 ha、朝倉村538.8 ha、今治市11.9 ha、

④ 部分林契約の相手方 105団体（県、市町村及び旧入会権者、大半は旧入会権者）、分取歩合は造林者85%、組合15%。なお昭和37

年ころから造林が低下しているので、これを刺げきするために毎年計50万円を造林者に支出している。

⑤ 直営林の齢級構成（図1）



支出種目	支 出 額	時価換算額	全百分比
市町村へ配分	1億0530万円	6億5581万円	24%
直営林益林費	9218*	54756*	20%
管理費	9672*	54184*	20%
伐採搬出費	141743*	50418*	19%
基盤整備費	6180*	39865*	14%
諸支出金	1129*	8428*	3%
支出合計	4億8472万円	27億3232万円	100%

4. 公益法人化について

昭和43年1月、財團法人「楳原公益会」を設立し共有山組合の事業及び財産を全面的に継承することを決議した。その目的は「（造林撫育に対する）こうした先輩の熱意と農民の協力にこたえ、あわせて、旧63ヶ村の共同所有、共同管理の伝統を永遠に保持するの方策を樹立すること」にあったが、結果的には不成功に終った。

不成功的理由としては、①農民の入会権意識が燃えあがらなかった、②今治市議会議員の中に無関係地区の人が多い、③市町村の財産にあるという意識があった。

図1 森林の齢級構成

3. 事業運営

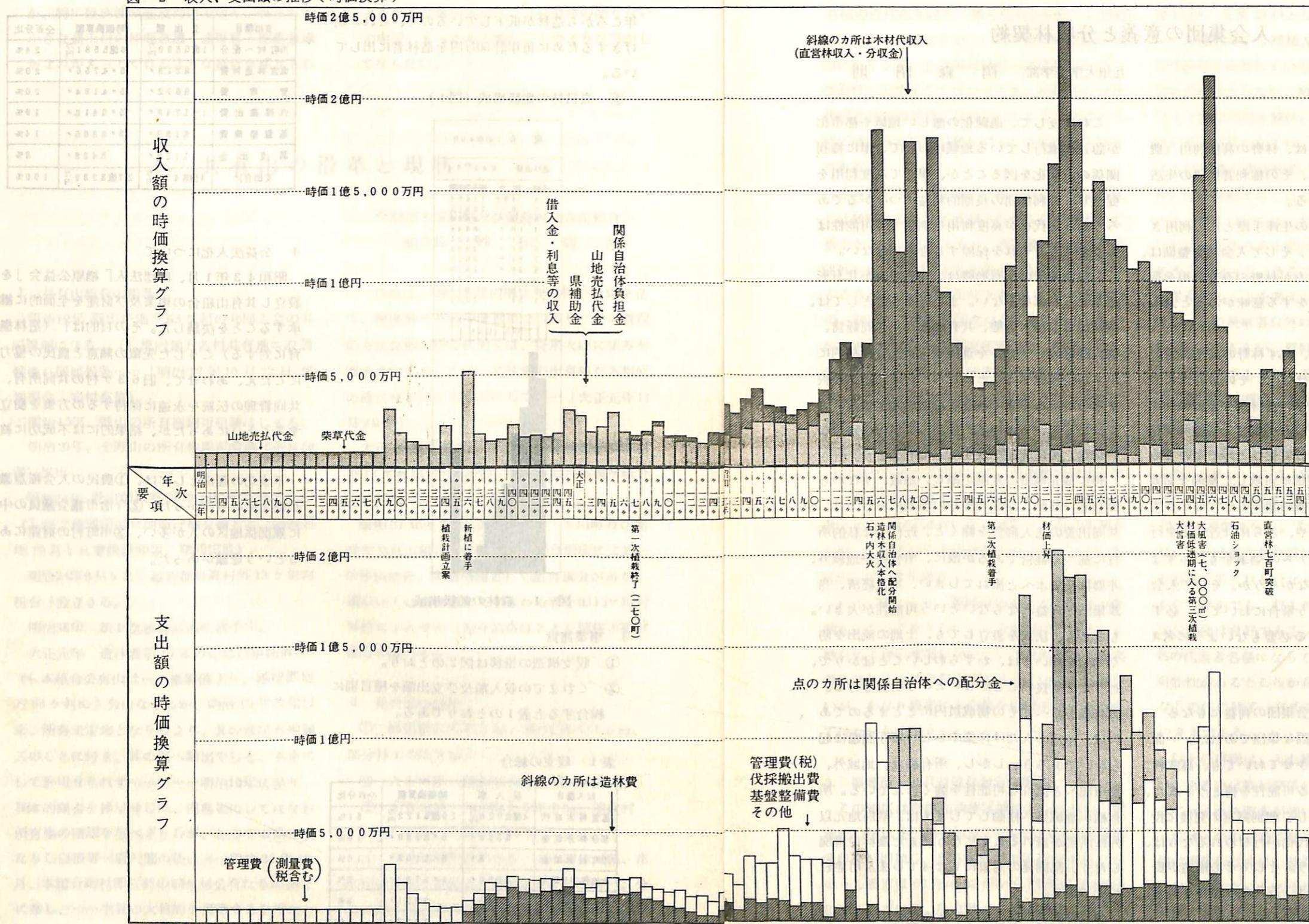
① 収支構造の推移は図2のとおり。

② これまでの収入額及び支出額を種目別に総合すると表1のとおりである。

表1. 収支の総合

収入種目	収入額	時価換算額	全百分比
直営林木材代	4億3028万円	19億0122万円	61%
部分林分収金	5558*	54950*	18%
市町村負担金	8*	31109*	10%
土地代利子輸入	2056*	21752*	7%
県補助金	1045*	9821*	3%
融資借入金	1720*	3058*	1%
収入合計	5億3415万円	31億1807万円	100%

図-2 収入、支出額の推移（時価換算）



入会集団の意義と分収林契約

九州大学農学部 岡 森 昭 則

1. はじめに

入会林野整備の目的は、林野の高度利用（農林業上で）を促進して、その権利者集団の生活向上に役立つことにある。

従って林野は農林業の生産手段として利用されることが前提である。そして入会林野整備は、権利関係を近代化した方が林野の高度利用を促進する場合に、近代化をする意味があると云えよう。

しかし近代化すれば、必ず林野の高度利用が実現されるという保障はなく、その是非は入会集団の経済的基盤の強弱、農林業生産の条件によって大きく異なる。従って単に入会権利関係の近代化を至上命令として受けとめてよいであろうか。キメ細く、実情に合致した整備を必要とはするが、なかには権利関係の近代化を必ずしも必要としない地域や、さらには近代化を行なうことによってマイナスの効果をもたらすような場合もあるのではなかろうか。そして入会林野の分収契約を行なう場合においても、必ずしも近代化を前提にする必要もないようと考える。

2. 入会権の存続が入会集団の利益にもなる

農林業生産基盤が強固な集団であれば、一面入会林野のままで存続させておいても、高度利用は一定成し遂げられる可能性を持つ。また、権利集団の経営を拡充し、個別経営の発展に役立つような条件下で近代化が行なわれるならば、高度利用は可能であろう。そしてその構造が長期的に維持されるならば、近代化は意味を持ち、それほど問題にはならないであろう。

これに反して、過疎化の激しい地域や都市化が急速に進行している地域において、単に権利関係の近代化を図ることが、果して高度利用を促進し、権利集団の長期的利益につながるであろうか。近代化が高度利用を刺激する可能性はありえても、それを保障するものではない。

入会整備後の所有形態は、個人所有か共有形態をとらねばならない。また経営形態としては、共同出資の法人形態、共有に基づく共同経営、個人経営のいずれかを選択するか、分収契約に出すか、放置することになる。どの形態を選択するのかはあくまで権利者集団が決定することではあるが、その地域、集団の実情に合致しない場合、後に問題を残すことにもなろう。

特に地元経済の変動が激しい地域、すなわち権利者の移動、浮沈の激しい地域においては、共同出資の法人経営を除くと、近代的な私的所有に基づく経営であるが故に、所有権が地域外、非農林業資本へと流れてしまい、地元経済、当該集団の利益にならないという可能性が大きい。もっとも、法人を設立しても、土地の流出を防ぐ効果を除いては、わずらわしいことばかりで、とりたてて良いことがないという場合もある。所有権がすべてその構成員内にとどまるのであれば、特定の人だけに集中しない限り問題は起らないであろう。しかし、所有権は、地域外、都市部へと流れる可能性を強く孕んでいる。所有権が地域外へ移動してしまえば、結局地元以外に所得が流れることになり、また森林が荒廃したり、乱開発の対象にもなってしまう可能性が大である。

分収林契約の場合でも、入会整備によって所

有権の近代化を図り（個人所有か共有）、契約を行なうことになるから、所有権の移動は必然的に起りうる。この場合林野の高度利用という側面は一定満すことはできても、長期的に当該集団や地元の所得にならないことも予想される。特に構成員の移動が激しいところではそうなるであろう。

従ってそういう危険が予想されるような地域では無理をして入会整備を行なうことが果して最上かどうか疑問である。所有権が他地域や集団外へ流出しない方策を考えても良いのではなかろうか。現在整備がなされていない入会林野の一部には、入会集団としては高度利用したいが、権利関係が複雑になりすぎて、整備しない限り利用し難くなっているところもある。そういう場合は整備事業にのせなければならないだろう。そうでない場合、入会権を現状よりも安全に、より確実に存続させ、すなわち入会権の実態を残すことによって、所有権の流出を防ぎ、入会集団の今後の収入源として残す方法も考えてよいのではないかと考える。特に代表者名儀となっている入会林野においては、その対策がとれそうに思う。

その一例として、福岡市のある入会集団の事例を紹介しておきたい。この事例は、将来とも絶対に土地が流出しないという法的保障（権利者に隠れて土地を転売すること）は必ずしもないが、かなり確実に入会権を存続させうる方法ではないかと思う。

3. 福岡市千里共有植林組合の事例

この地区は市街化調整区域に入っており、宅地化の波はまだ押し寄せてはいないが、分家等非農家が増加し、現在総戸数170戸である。このうち農家は60年の52戸から75年には44戸に減少している。75年現在、専業農家9戸、I

兼12戸、II兼23戸となっている。
この集団は、3種類A、B、Cの経営形態の入会林野を所持している。そのうちA、Bは戦後割山利用を行ない、植林をしてきた。Aは現在まで割山利用を続け、スギ、ヒノキを植林している。Bについては、一度植林したもの、手入れが悪く成林せず、結局53年に市の森林公社と分収契約することになった。

A、Bについては、8名の代表名義となっていたが、そのうち1名が死亡し、相続問題でもめそにになった。そこで将来とも安全に入会権を保存することを考えなければならない状況になり、その後継者以外の相続人に権利放棄の手続をとってもらい、資料のような「委任の終了」の登記原因をもって3名の代表名義に変更した。この過程で、規約も資料のように若干整備し、入会権をより安全、確実に保存し、構成員の利益を長期的に守ろうとしている。

他のCについては、明治から大正にかけてマグサ場として利用していたものであるが、大正14年以来植林をし、すでに2~3回伐採している。これは権利者全員による植林であり、現在も全員で手入れを行なっている。II兼農家が多くなるなかでも、収入が間近いとあって、現在なお出稼は良好である。このCについても、7名の代表者名義になっており、今後問題が起る可能性があるところから、前述のA、Bのような「委任の終了」方式で代表者名義を変更したい考えである。

以上の事例は、入会権はそのまま存続させたい、あるいは権利関係の近代化をすれば、かえってマイナス要素が強いと考えられる地域にとっては一つの参考になるものと思う。ここで大胆に提起したのは、整備が必要でないと云いたいのではなく、それぞれの地域、集団に応じた対応、選択があってしかるべきであり、地域に

よっては権利関係の近代化を至上命令としなくて、種々の方法も考えてよいのではないかと考えたからである。この事例を全てにふんすることはできないことは当然であるが、これを一つの材料にして御検討をお願いしたい。

(資料) 千里森林組合大字飯氏字大谷に関する規約(抄)

第1章 総則

第2条 本組合は西区大字千里共有植林組合と称す

第3条 本組合の事務所を千里区376番地に置く

第4条 本組合員は千里区地域内に居住するものを以て組織し一戸一口を原則とする。

第5条 組合に要する経費は組合員の平等負担による

第6条 本組合の事業年度は毎年2月1日に始まり翌年1月31日を以て終りとする。

第2章 機関

第7条 本組合に組合長1名、委員若干名、会計1名を置き各役員の任期は2ヶ年とする

第3章 加入脱退

第11条 新規に本組合に加入することは出来ない
但し組合員内部の持分の取得又は譲渡は組合の承認を得て登録することを得るものとする

第12条 但し組合員中より分家したる者に限り組合の承認を得たる者は特に持分の取得が出来る

第13条 第12条但し書の外組合員は如何なる場合といえども組合員以外の者に其の持分を譲渡することは出来ない

第14条 組合員が地域外に転住する時は其の権利を失うものとする
但し地域内の居住者(組合員)を以て代理人と定め組合に対する義務負担を代行せしめた時は該当組合員の植林した部分に限り其の伐採期迄組合員たることが出来る

第5章 附則

第18条 山林土地の名義を山田勝生外式名としているのは便宜上のことであるから別に共有者の名簿を備えておくものとする

登記申請書

登記の目的 共有者全員持分全部の所有権移転

原 因 昭和53年1月11日委任の終了

権利者 持分参分の毫 山田勝生

右 同 三島常正

右 同 松本俊英

義務者 中原藤男

外7名

〈シンポジウム〉

司会 中尾 英俊(西南大学法学部)

河野 俊克(宮崎県林業指導課)

発言者(発言順)

岡森 昭則(九州大学農学部)

川原 祥治(福岡市森林公社)

松原 功(山口県林業公社)

山上 三郎(佐賀県入会整備推進協議会)

光本 和臣(広島県林政課)

板垣 照夫(山口県治山課)

武井 正臣(島根大学法文学部)

徳本 達夫(愛媛県林業課)

阿部 昭朋(岡山県林政課)

西森 正信(高知県林業課)

日高久喜太郎(宮崎県入会林野整備促進対策協議会)

馬場 透(鹿児島県大口農林事務所)

今崎 信吉(北九州市産業課)

山口 正郎(高知県梼原町産業課)

坪生 太郎(久留米市農政部)

砂田 清哉(今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合)

木村 豊秋(長崎県林務課)

堺 正紘(九州大学農学部)

小堀 信治(熊本県林政課)

川東 義明(鹿児島県加世田農林事務所)

田浦 甚六(熊本県水上村経済課)

秋山龍之助(鳥取県林務課)

山里 昶(鳥取県日野地方農林振興局)

河野 国人(大分県高田事務所林業課)

津森 精二(島根県林政課)

中村 隆夫(福岡県林政課)

鈴山 良司(佐賀県林務課)

富松 真弘(大分県林政課)

柴垣 恭治(熊本県林政課)

高野 勝(長崎県長崎林業事務所)

吉野 肇(沖縄県林政課)

土岐 孝夫(愛媛県林業課)

竹内 博親(林野庁森林組合課)

〔はじめに〕

司会(中尾) 恒例により司会者は、研究者と実務家が1人ずつだということで、私ども2人でやらせていただく。幸いに、たくさん問題が出ており、ひとつ活発に発言をしていただき、実り多い成果を得たいと思う。どうかよろしくお願いしたい。

今まで出された問題を一応整理すると、(1)分収林には直接関係のない入会林野一般に関することと、(2)公社造林など分収造林にかかわる問題が出ている。先に入会林野一般に関する問題を取り上げることにしたい。

I 入会林野の所有権登記

〈委任の終了〉

司会(中尾) まず岡森さんに山口県の松原さんから「千里森林組合の場合、委任の終了による所有権移転登記のうち地上権の設定ができるか」という質問がでている。

(岡森) 委任の終了で所有権移転の登記をしており、これによって福岡市森林公社との分収造林契約の地上権の設定は成されている。公社の方としては代表名義人の3名のハンコさえあればよい。3名相手に分収契約するという形だと思う。

(川原) この集団ではすでに 52・53 年に分取造林に出すというように総会で決まっていたので、福岡市森林公社では 53 年度の事業として取り上げ、分取造林契約を結んだ。福岡市の森林公社は直接分取造林契約をせず、契約そのものは福岡市長がするが、福岡市は千里の 3 人代表者名義で地上権の設定登記をしている。

(松原) そういう手段が講ぜられると、私共としては非常に助かる。私は入会権というものを無理に解体するということに対し、基本的に反対の意見をもっているので、こういう方法が出来れば私の公社もこういう方法をとっていくことを考えてみたいと思う。

(山上) 委任の終了という場合の委任とは入会集団の中で 3 人の名義を貸したということか。それと代表名義人と実際の入会権者との間で単なる名義人であるというふうな確認事項を文書にしたものを取りかわす必要はないのか。この場合は岡森さんがおっしゃったように、現在の入会林野のままで存続させる場合を仮定してあるが。

(岡森) まず後の方の質問からお答えしたい。代表名義人が 3 名になっているがこれは総会で 3 人を代表名義人として登記するということを決めて、規約の中で確認している。また委任の終了は、民法の 643 条の条項を根拠にしているが、その法律のことについてはよくわからない。

＜委任の終了と不動産取得税＞

(光本) 代表者 3 名だけで登記をした場合、登記の目的はあくまで所有権の移転であり、それは民法 177 条の対抗要件を具備したということになれば、代表者 3 人が悪意をもって土地の売買等を行なった場合に、問題があるのではないか不安に思うが、その点どうか。また不動産

取得税は所有権の移転がどういう形をとろうと所有権が移転するたびに課税されるので、この権利者の代表者という名目で登記をする場合にも代表者が代わるたびに不動産取得税がかかり、それにあわせて所得税もかかるという気がするが、この点どうか。

(板垣) 集団に金がないという場合に融資をうけられるのか。法人ではないと融資が受けられないのではないか。

(川原) 福岡市では、今のところ融資を必要としたものがないが、書類上では 3 人の代表を個人という形ですればよいと思う。福岡市は独自に融資制度をつくっているが、それは 1 人 100 万円が限度なので、300 万円までは借りられると思う。法人であれば 500 万円まで融資することになっているが、この例の場合は法人ではないから個人が 3 人で集まった分しか借りられない。その他、国の方の資金であれば、いわゆる個人としての取り扱いを受けるということではないか。

(岡森) 委任の終了の登記によって所有権が移転する場合に不動産取得税がかかるかということだが、千里の植林組合で聞いた話では、税金はかかるないということだった。

＜委任の終了とは＞

(山上) 委任の終了の場合の委任事項とは何か。

(武井) 登記実務上は「委任の終了」によって所有者名義をかえることができる。ただし、それは権利能力なき社団であることが前提となる。権利能力なき社団の事実上の代表者の名義をかえる場合にはどうしたらよいか、所有権の所在は変わらないが、その名義人が代わるときにこれを替えるにはどうしたらよいかといふと、登記実務上は「委任の終了」による変更

というのを認めているようである。岡森報告の事例はこれを利用したらしい。しかし実態的に考えると、入会集団は「権利能力なき社団」ではない。にもかかわらず入会集団を「権利能力なき社団」と仮定して登記をやっている。登記所は実質審査権がないから、「そうか」ということで受付けるということで通っているのだろうと思う。しかしこれを続けていくと、入会集団が「権利能力なき社団」という状態が継続するため、その弊害が出てこないとは限らないと思う。岡森報告は面白いと思うがその点について、若干の法律的疑問が残る。

司会（中尾） 光本さんの、代表者が悪意で売却した場合どうかという質問だが、入会権は登記なくして第三者に対抗できるので、代表者が売っても入会集団は第三者に対抗できる。昭和 43 年 11 月 15 日の最高裁判所の判決があるから、この点は問題ない。

II 入会林野は近代化すべきか

＜近代化の前提は＞

司会（中尾） それでは次に岡森先生の「入会林野の近代化に問題あり」という発言に対し、御意見を出してもらいたい。

(徳本) 岡森先生の意見については、どういう場合に整備し、またそうでないか具体的な説明をしてもらいたい。

(岡森) その点、むしろ各県各市町村の方から、例を出していたぐと幸いに思う。ここでとくに念頭においているのは入会林野が農林業上、重要な位置を占めているところは問題はないと思うが、例えば福岡市周辺のように宅地化が進み、地価が高騰して農業基盤が虫ばまれ第二種兼業化が進行しているところや、過疎化が進行している人口流出の恐れの大きいところで

は、整備事業をやった場合一すなわち個人分割したり共有名義にしたりすると一、土地が流動化して残存する集団に土地が残らないという結果になってしまうのではないか。したがってそういうところでは入会林野を整備してそういうことになるよりも、入会集団の人々の生活を守るためにも整備しないで残した方がよいというのが私の考えだ。

(阿部) 近代化を否定するという意味でいうのではないが、近代化法は入会林野が有効に活用されていないので、これを農林業上の利用の向上を図る手段として権利の近代化を助長していこうとしていると思う。ところが入会林野高度利用特対事業では近代化が前提になっており、それがなくては後がついてこないという形になっている。しかし、入会整備で個人分割の方法がとられると所有が分散し、必ずしも経営の近代化につながっていないのではないかという感じを抱く。とくに整備後の利用が林業的利用が大部分で短期収入が期待できない状態のままで近代化すると互いの協力関係が薄れ入会集団の意識がすたれて来て入会の近代化の本当のねらいが貫ぬけるかという疑問をもっている。その意味から現在の形態を残してさらに有利なもの導入し、入会集団の力をつけてからどのような形態の近代化を図ったらよいかをじっくり考えればよいのではないかと思う。

＜入会近代化は必要である＞

(西森) 岡森さんの意見は入会林野は整備しない方がよいのではないかというふうに聞こえた。入会林野の整備はそれなりの熱意があり、財政の状況それに加えて適切な指導というようなものがあって初めて達成される。上からおさえつけたり、強制によっては達成できない。熱意をもって入会林野を整備し生産森林組合に現

物を出資して経営していてもなかなか困難な問題がある。このように整備をしてさえ困難があるので、整備をしなくても高度利用が可能であるというふうに言われているが、どのように可能か説明してほしい。福岡市の例は入会林野の部分的なものだろう。もっと素朴な、たとえば木を植えるしかないような山深いところの入会を考えると、それは整備をし権利関係を明確にしなければ、高度利用を計れるものではないという一途な考えをもっている。

(岡森) かなり厳しい意見が出たが、私の報告は極端な例を挙げただけで、必ずしも入会林野の整備をしなくてもよいといっているのではない。近代化＝高度利用ということには必ずしもならないと思う。単に法律的問題をかたずける以前にもっとしなくてはならないことがあるのではないかということがいいたいのだ。

司会(中尾) この問題は基本的な問題なので御意見も多いと思う。自由に発言して欲しい。

(徳本) 岡森報告には納得できない。私は入会林野はなるべく整備をするという考え方をもっている。農林業上に十分な活用のなされていところでは入会整備が必要であり、また入会利用が十分なされていないところでも入会整備をすることによって新たな刺激ができると思う。そういう意味でメリットはある。都市近郊のように土地の流動化が激しいところでは入会慣行がくずれているという意味で入会整備はむしろできないということだろう。

＜近代化できるところ、できないところ＞

(松原) 私は岡森さんと同じ意見だ。入会集団が利用しようとしたときに登記上の問題がネックになる、だから整備をやるんだ、というように考えている。だから入会集団が何かをしようという意欲が先だと思う。しかも意欲のない

ところにそういう話を持ち込んだ時には部落に無用な混乱を持ち込むことになる。入会というのはある意味で部落の結合の中心だからそういうものを軽々しくやるべきではないと思う。

(山上) 佐賀県では入会整備は大分、進んでいるが一部に3～5haぐらいで生産森林組合をつくりたいという部落もある。しかし生産森林組合に関する法律的な義務などを説明すると、それでは整備をしない方がよいというふうに整備自体をちゅうちょすることもある。そのように整備をすべきか否か迷うケースもある。

(日高) 宮崎県の入会集団の中には分収造林に出している部落が相当ある。このような部落のなかには登記の手続き上の問題から地上権の登記もできないままになっているところが多い。そのため入会整備をすすめてはしいという要請も地上権者、入会権者からかなりつよい。そういう場合どういうふうに整備をすすめていったらよいのか悩んでいる。

(場馬) 千里の植林組合規約の加入脱退の所をみると14条のような条件を付して入会権者の権利を確保しているが、やりにくいんじゃないかという感想をもった。

(今崎) 入会林野整備は整備後の利用は度外視してもやれるものは、この際やっておいた方がよいと思う。北九州市という大都市の1つのケースとして聞いてもらいたい。入会権というものを入会権者自体がよく理解していない。したがって入会集団自体を維持することにも疑問をもっている。遠い将来はともかく当分は所有権が前面に出ている状況が続くわけで、そうすると現在の入会集団も世代が代ると何をもって入会権を主張し入会集団を維持するかということが、非常に問題になってくると思う。だから将来の利用計画がなくても入会集団を解体して所有権を明確にした方がよいと思う。とくに私

共は入会集団のもつ大きな原野を保安林に編入しようとしているが、入会集団を持ちこたえている要素として固定資産税がある。税金を徴収し、それを根拠に入会権者と入会集団は権利を主張している状況であるが、保安林に編入するとこの決定的な要素がなくなってしまうということで、保安林に編入する前に入会集団を解体した方がよいと思っている。なお整備後の土地流動化を防ぐための法的整備が必要だと思う。

(西森) 千里の植林組合規約の12条の場合分家したものに限り組合の承認を得たものは持分の取得ができるとあるが、1戸1口の場合本家も1口持ち分家も1口持つということか。それとも本家の持分のいくらかを分家に分けるのか。それと登記についてだが現在の8人共有をなぜ3人にしなくてはならないのか。

(岡森) 1戸1口が原則だが実際には脱退した人もいるので、中には2口、3口もっている人もいる。登記のことだが8人はハンコを揃えるのに手間がかかり、1人の登記だと危険だということで3人という線が出たと思う。つまりいろんな事をするにしても、人数が少ない方がよいし、また8人もいるとそれぞれの家庭の事情に応じて「委任の終了」の登記をしなくてはならなくなるので、確かに人を数人つかまえておいた方が安全だということのようだ。

(西森) しかし良いことだけでなく悪いことでも早くまとまるということがある。それを避けるために3人より5人、5人より8人の方が良いとも言える。だから3人にするならいっそ確かな人を1人でも良いと思う。

(山口) 私は岡森さんの提案はよい提案だと思う。整備をすることのみが高度利用を図る唯一の道ではなく、その一つの例が千里森林組合だということだろうと思う。行政の立場では入会林野の整備をすれば土地が流出するおそれがあ

るので現在うまく行ていればそのままにしておきたい。しかし個々の林家が入会林野の整備を強く要請すれば行政としては住民の立場に立って整備するしかないと思う。過去の入会林野の成立の過程をみると入会林野は共同の作業場であり共同の収益の場であったのであり、その収益で地域が発展したことを考えればこれを解体することが必ずしもいいことだとは限らない。したがって個々の林家が整備を強く要請する場合でも現在の入会林野の活用方法について充分検討するとともに入会林野の後に来るべきものが何であるかをよく討論した上で、整備にとりくまなくてはならない。

＜代表者名義の難点＞

(拝生) 岡森さんは「特に代表者名義の場合は、その方法がとれそうに考えられる」としているが、3人なら3人の人に名義人になってもらい権利を委任するということであっても、将来、数十年あとには堂々巡りになって入会林野の整備という問題に直面するのではないかと思うがどうか。

(岡森) 全員の共有名義の入会林野の場合相続問題、転出、死亡の問題が出たとき、とくに死亡の場合、相続人から印をもらわなければならず、非常にややこしい問題になる。代表者名義で一番やりやすいのは、名義人が全員生きていれば集団の総意のもとで、こういう事が簡単にできるのではないかと思う。なお代表名義人の1人が死亡するとまた同じ相続問題が起きるが、千里の場合そういう問題を起こさないように、毎年総会で集まり確認しているし、病床についていたり、老いていたりする場合そういう問題が起きる前に若い人に代表名義人をかえて問題の発生を防ぐようしている。

Ⅲ 共有山組合と入会権

司会（中尾） 次に砂田さんの報告に対して武井先生から次の3点の質問が出ているので、それについてお尋ねしたい。

(1) 市町村組合有地上に民法上の入会権があると解しておられるのか。

(2) 財団法人化によることが成功しなかった理由は何か。

(3) 組合直轄地からあがってくる収益はどういうふうに使っているか。特に個人、入会権者に対する分配はないか。

(砂田) 第1は民法上入会権があるかという質問だが土地所有名義は組合名であり、組合名で法務局にも登記されている。これは旧来の63ヶ村をバックとした組合であるのでその旧来の共同管理を行なっていたその村に潜在的所有権があるものと考えている。このような旧来の63ヶ村が実質的には潜在的所有権を有するというふうな考え方に基いて、公益法人の設立も進めているとしたのである。

第2の財団法人化の問題。これは大正15年4月に市制により設立された新組合「今治市及越智郡日高村外11ヶ町村組合」の範囲が、旧来の入会権を有する63ヶ村を範囲とする明治24年9月5日に設立された旧組合「越智郡日高村外13ヶ町村組合」と厳密には異なっていることがあり、それを正しく本来の権利者地域と一致させることを目的に考えられたのが財団法人「樽原公益会」の設立であった。一部事務組合「今治市、玉川町及び朝倉村共有山組合」は大正14年の新組合を継承しているわけであるが、組合議会でもこの点を納得して共有山組合の解体を前提とする「公益法人設立の趣意書」をつくった訳である。ところが玉川町と朝倉村は問題な

いが、今治市については旧来の関係地区以外のつまり商家・漁家とかまたは後に合併した、藩の違う全く関係のない地区からも多数市会議員が出ており、その人たちに対する遠慮から、今治市内の関係地区から出ている8人の議員は、組合議会では賛成しておきながら、いざ市会に返ると「わしら顔が悪い」ということで最終的に決まらず、公益法人設立が不成功に終ったのである。

それから3番目の問題。材価が高騰を続けていた昭和40年頃までは、50年輪伐法正林の造成の形で施業しておれば相当の手取りがあった。つまり伐採時の収益の1割を投入すれば次の森林造成の資金を払うことが出来たし、管理費その他諸経費を含めて、これの3割程度で次の森林造成ができていた。こういうことで昭和17年から昭和42年までに収益金（剰余金）を配分しており、その総額は1億円に達した。しかしその後材価が低迷しているので50年、60年で伐採しても諸費用を勘案すると収支つぐなわなくなる。そこで100年伐期にして将来の森林資源の充実を計った方がよいということで、それほど木を伐っていないので配分もしていない。

〈共有山組合の権利者〉

司会（中尾） 砂田さんにあと2つ質問が出ている。1つは西森さんから「組合員の確認をどうしているか」という質問である。

(砂田) 私方では今治市と朝倉村と玉川町とは組合員であろうという返答をしている（笑）。旧入会権者でも個人的な権利があるとは考えていない。藩政時代から全部その地区が共同入会、共同管理をやって来ているので強いて言うなら旧町村、今は大字になっているが、その大字の中の農家が入会権者だというふうに解釈できる

かも知れない。組合に出てくる14人の議員も農家の出身である。しかし現在の議員の選出母体は今治市、玉川町と朝倉村であり、被選出者の資格は公民権を有するものとしている。14人の議員のうちで、市町村議員を兼ねるものが12人、そうでない人も2人出ている。共有山組合は農民の代表だという理念でやっているが、市町村議会議員が多く、彼らは市町村に深いつながりのあることに出会うとその方面に遠慮をすることが多いため、必ずしもそのような建前は貫徹しない。

〈愛媛県の市町村有林の成立〉

司会（中尾） もう1つ山口県の松原さんから「愛媛県における官民有区分の時期、また報告と同じように市町村名義になった山林があるか」という質問がでている。

(松原) 官民有区分は西南戦争の前後で各県で非常に違うが、愛媛県では12年頃にこういう形で処分が行われたということに奇異を感じる。とくに官民有区分の時には入会地の所有名義は大字共有など部落的な名前になっているのが多いと思われるのに、このようにしばしば市町村名義になっているものが愛媛県には多いのか。

(徳本) 愛媛県では市町村有に編入されたものが多いと思う。しかし一部事務組合として残っているのはめずらしいのではないかと思う。

司会（中尾） 九州では沖縄・奄美をのぞくと、もともと部落有だったのが大正中期から昭和初期にかけて町村有になっている所が多いが、共有山組合では町村制と同時に町村組合有になっている。そこで愛媛県では明治22年町村制施行と同時に町村有になっているものが多いのか、という質問であるが、これはよくわからないので後にまわしたい。

IV 対馬林業公社と入会林野

司会（中尾） 次に真孫報告に対して武井先生から「長崎県の対馬林業公社が旧来の入会慣行を維持するのに寄与できた具体的な方法は何か」という質問がでている。

(木村) 対馬の入会林野面積は昭和42年の調査によると7,421haあり、民有林面積の15%に相当する。入会林野は南部に多く北部にはあまりなく、また集落間にも民有林の80%程度を占める集落もあれば10%に満たない集落もあるというように差がある。入会林野に対する権利は対馬独特の本戸制度と密接な関係がある。所有形態は本戸による共有名義でその名義人の相続や移転が行なわれている。

(武井) 昭和42年まで公社はどういう働きをしたのか。

(堺) 対馬の入会林野は本戸株共有である。これは地先漁業権をもつ家が本戸で、そういう家が山の株を持つという対馬ならではの社会構造であるが、こうした本戸所有山を対象に公社は造林を行っていた。その場合公庫は対馬林業公社の地上権に抵当権を設定登記することはせず、長崎県の保証だけよかつたのである。したがって公社や共有権者の方では登記上のことをいじる必要がなく極めてスムーズに契約していくことができた。これが42年までの実態である。

加えて対馬の林業は製薪・製炭の時代が長くそれからはパルプ用材の時代ということで、造林事業は長い間島民によっては行なわれていなかった。それが公社が造林を始めたことで造林技術が対馬に入ってきたことになった。公社は対馬林業にとって極めて前進的な役割を果したし、土地の高度利用に対する意欲を喚起していったといえよう。

(武井) 近代化法ができるからにはそういう方

式がやれなくなつてマイナスの面が出てくるといふのは、どういうことか。

(堺) 入会林野で本戸株共有の保存登記をしたのは、戦前で、戦前の相続はそれほど問題はないが、戦後の場合は非常に煩雑な登記手続きを要している。たとえば、私が調査したある部落では1戸で30人の印が必要だという例も出てきており、そういう家が1部落に4、5軒もあるという状況だ。したがって林業公社で造林契約をしようとしてもそういう相続登記をそろえるという所で頓挫して、なかなか進まない。もし先に述べたような県の保証だけだったら話は簡単に進むのに対馬林業公社についても公庫が抵当権の設定登記をするようになってからは難しくなっている。

司会（中尾） 私は入会近代化法ができたから悪くなつたという事実はないと思う。対馬の公社は日本で最初の公社で地上権の設定登記なしに公庫は融資しており、しかも特殊な分収契約をしていた。分収造林特別措置法にのらない分収造林であった。ところが40年以降それではいけないということになった。当初は造林は公社の単独所有であったが、それがこの時から分収造林法による共有ということになり、しかも地上権を登記し、地上権に抵当権を設定するという方式をとることになったものだから、いろいろな支障を来たしたということだ。

(武井) そうすると、むしろ特別措置法の方に問題があったという訳か。

司会（中尾） そうだ。

V 生産森林組合と分収林

＜入会時代の分収林の継承＞

司会（河野） 後半は生産森林組合と分収林関係を中心に討論を進めたい。

(小堀) 整備前に分収林契約をしていたかどうか、していた場合にどのように対処したかを聞きたい。熊本県のある入会集団では、80 haの林野のうち50 haほどを県の林業公社と分収造林契約しているが、約100人の権利者のうちの5人が代表になって契約しているためこれ以外の権利者がいろんな不安をもっている。つまり30年、40年たって木が伐れるようになり金が5人に渡されたとき、今の方々が全員おられれば問題ないがそうでないときには時代も変っているし自分たちに金が入らないのではないか、それで早急に生産森林組合でもって経営を行なって行きたいといっている。生産森林組合の設立の場合、分収造林に出すのではなくて、自ら経営を行なった方が好ましいと思うが、こういう場合認可の際にどういうふうに考えたらよいのか。

(川東) 大浦町のある組合では記名共有から4名の代表者名義にして分収造林契約していた。ところが入会林野近代化法により整備をされ法人化されたので、分収林契約の当事者も法人である生産森林組合に変更された。

(田浦) 私の村（熊本県水上村）には約17,000 haの林野があるが、入会地をもっているのは従来よりコバ作により食糧を得ていたところである。木場作の場合、1家族最低5 haはいるので部落では大体100 haもっていた。耕地整理等を行なって水稻ができるようになったので、それだけ入会地がいらなくなり拡大造林にもってきた。しかしそれには資金がいるということで、5集団700 haを分収造林に出し、集団毎にそれぞれ記名共有であったので約35名で契約をしていた。2、3年前から伐期が来て2、3 haずつ伐採しているが一筆に付き100 haということで、地上権設定登記を伐跡地ごとに解除するには大変な費用を要する。しかし伐跡地の造林は早急にやりたい。それも造林の経費を捻

出しえないから分収造林に出したが、分収造林に出すためには地上権設定登記を解きなさいと公社や公団はいうわけで、なんとかこの事業で分筆登記がしたいが出来るだろうか。

(川東) 分収契約の期間は植栽樹種立地条件等により40～50年の期間で契約をしている。地上権設定登記については、代表者が名義人であるという内規を準備している。伐採跡地の取り扱いについては、大浦町の場合前生樹は広葉樹で、その所有権は生産森林組合に帰属して、その後分収造林契約の相手である県公社とか町が造林をするという体系になっている。

＜登記をしない分収林＞

司会（河野） 地上権設定を代表者数名でするということだが地上権設定者は公社ではないか。また生産森林組合に移行した場合に生産森林組合と公社との間で地上権設定を結びなおすのではないか。したがって代表者他何名ということは設立した後は出てこないはずだ。

(川東) そのとおりだ。

(川原) 対馬のように地上権の設定登記をしないで、今まで來ているような例が他にあるか。

(馬場) 鹿児島県には林業開発公社と屋久島林業開発公社の2つがある。屋久島には国有林の地元施設である共用林野が約4,700 haあるが、このうちの4,000 haを造林することを目標に屋久島林業開発公社が設立されている。共用林組合（20組合）と地元2町および県が社員である。しかし国有地に対しては地上権設定ができないので、屋久島公社は国有林と部分林設定契約を結びこれによって造林を実行している。

司会（河野） 今の例は国有林との関係であるが、普通の入会地との関係で実例があつたら出

してほしい。

(西森) 高知県に県行造林地の例がある。昭和15年ころ入会権者の代表5名と県との間で分収造林契約を結んでおり、その契約書の末尾の方に「この土地については売買譲渡を禁ず」と書かれている。従って登記簿の名義人と代表者とはちがうので地上権設定登記ができないという状態である。

(木村) 対馬林業公社は土地所有者より土地提供をうけて期間はだいたい45～55年を設定して各種業務を実行している。主伐時には信託および分収方法により精算し、残余金は地元の公共施設の設置および改良を内容とする造林契約書をつくっている。

(秋山) 生産森林組合には、いろいろな問題が多いと思う。問題を多く残すような整備した理由は何か。大浦町では分収造林ということがあって個人分割ができなかったのか。あるいは入会林のままで分収契約すればよかったのではないか。

(川東) 大浦町では個人分割はほとんどやっている。基本線として、生産森林組合にもつていこうということになっている。ところが労務の関係や経営担当者の能力など社会状勢の変化によって個人分割した方がよかつたかもしれないと思われるところがでてきている。今後の整備については組合の執行体制も含めて考えて行かなくてはならないと思う。

(山里) もう少し詳しく聞きたい。生産森林組合を前提とした近代化をされているのか。必ずしも個人分割でなくても記名共有で近代化しても公社などの分収造林契約はできるのではないか。執行体制等に問題があるとしながら、生産森林組合をつくって分収造林契約をしているのはそこに何か方針があつてのことか。とい

うのも鳥取県でも生産森林組合をつくりたいという希望が多い。それは記名共有でも個人分割でもそれにとどめておくかぎり土地が流出する恐れがあるためその歯止めとして生産森林組合をつくりたいという発想をもつ集団が多いので、その辺の事情を聞きたいと思う。

(川東) 流出の歯止めということも関係あると思う。

<生産森林組合の設立認可基準>

(秋山) 労務関係が大きな要因と思うが生産森林組合の所有林で100%近くを分収造林に出している例が多い。他方、生産森林組合の制度の方からはあまり好ましいことではない訳で、その辺をどのように指導しているのか。

(河野国人) 大分県では生産森林組合は自ら事業を実施するというのを原則としているが、最近の山村の過疎化、労働力の質的、量的悪化の中で分収造林は多くなると思う。生産森林組合の建前から分収造林という土地利用には限度というものがあるのだろうか。あるいは統一した行政指導上の見解があるのだろうか。

司会(河野) 各県同じような問題をかかえていると思う。生産森林組合の場合、組合設立の段階で認可ということで当然審査があるが、分収林などを含めてこの生産森林組合の設立認可基準などというものが各県にはあるのだろうか、実情を各県報告してほしい。

(松原) 入会整備の生産森林組合で林業公社が分収造林したようなところは山口県ではなく、代表名義のところでこれ幸いとやっている。入会地を整備してこれを公社にもっていくというのは当初の目的と合っていないが、私はもう少しこの点をゆるやかに考えて行きたいと思う。

(光本) 広島県では認可する段階で20~30ha以上必要で計画の中で5年先の造林計画を出

させている。しかし計画の段階では、どの組合も組合員自身の労務の提供で維持管理をすることになっているが、実際は広島県内97~98の生産森林組合の中で半数は活動しておらず40~50組合が何らかの形で分収をやっているという現状である。

司会(河野) 20~30ha必要だということだが、それは直営林と分収林という区別はあるか。

(光本) ない。

(阿部) 岡山県は生産森林組合設立の場合、現実にどういうことをするのかということを厳しく云っているので組合数も少ない。また組合の設立の際分収を前提として認可がおりるのかということについては我々はおりないと今のところ考えている。面積20ha以上で「経営可能」であることが条件だと強いていている。公社の分収はここ数年、年間1,100haずつやっているが、登記面に問題のあるものは受け付けず登記がスムーズに可能だというものだけを受付けている。

(津森) 島根県には60組合ある。「森林経営の徹底した共同化をその生産面においてはかるため、組合員の金銭または森林出資等によりそれ自身森林を所有し、かつ主として組合員から提供される労働によりその森林の経営を行なうものである」というふうに規定しており、従って當時従事義務の3分の2はそこで果されているはずだ。そういうことから私は100%分収に出すのには疑問を感じます。私の県ではそういう分収は、ほとんどないというふうに思っている。また事業種目が限定されており、かつ資金の不足のため休眠組合が非常に多いと思う。

司会(河野) そうすると島根県では生産森林組合の分収は少ししかなくその認可基準も定まっていないということか。

(津森) そういうことだ。

(秋山) 鳥取県に生産森林組合は現在80ほどあるがそのうちの40~50が休眠組合だと思う。最近設定される組合では100%分収に出しているものが見受けられるが、設立申請の際は5年の事業計画などそれなりの計画を出してもらう。しかし実際には先ほどの広島県の例と同じようになっている。

司会(河野) 整備前から100%分収に出していた生産森林組合もあるのか。

(秋山) そういう例もある。

(中村) 福岡県では一部分収造林に出している組合もある。過去に「100%分収造林に出している場合は認可しない」という行政指導はやっていたように聞いている。

(鈴山) 整備の認可の時点では入会整備と生産森林組合設立を同時並行的に計画して行くので生産森林組合だけを認可しないと入会林野整備計画全体がくずれることになる。それで佐賀県では生産森林組合に移行する場合分収造林、公団、県行造林が入っているのが普通である。當時従事義務は公団は費用負担者なので生産森林組合は造林者となり従事義務にはひっかかるといふことで、ほとんど認可している。先ほどから20ha、30haという数字があがっているが、整備計画があがってきた段階でそのまま認可しているのが現状である。今は10haぐらいの組合がほとんどである。

(馬場) 鹿児島県は49年の調査では分収に出している生産森林組合は16%ぐらいだったと思う。現在は20%以上になっているかもしれないが、まあほとんどの組合が分収造林している訳である。公団、公社の分収と町行造林が大部分である。先ほど大浦町の例が報告されたがその5つの生産森林組合は皆んなでやろうということでつくられており、鹿児島でも第一の生産森林組合の整備している地域である。また入会

林野時代に町行造林をしているものは生産森林組合に移行した場合、組合名義に変更しているし資金不足や労務事情などから組合設立後も分収造林に出すことがある。

司会(河野) 宮崎県では数年前30haという基準を設けたが、数年たってなし崩しになってきているおり、行政上の問題として30haというような一律的な設立認可基準を設けてもよいかどうかということを、県の担当課と折衝している所だ。というのは実際に18haで生産森林組合を認めてくれという申し出があったからである。これは、収支は別問題でも生産森林組合としてやっていけるということで結果的には設立を認可した訳だが、はたしてそうした認可基準を設けることができるのかどうか話し合っている所である。

(富松) 大分県では規模に関する基準は決めていない。計画によってその地区を見て認可している。大分県には120の生産森林組合があり、大部分が分収林に出しているが、指導としては生産森林組合である以上なるべく直接施行するようになっていっている。それで、認可の時に分収に出している例は今のところ私は知らないが、計画の時点では直接施行するということになっている。もっとも一斉調査をしてみると大部分が分収に出しているようだ。

(柴垣) 熊本県では基本的に生産森林組合の性質からして100%分収に出すというのは疑問であるといふうに考えている。40%ぐらいを分収に出しているものもある。ただ整備前に分収契約をしていた場合にどのように対処するかという問題がある。現在60%を分収契約に出している地域から生産森林組合の設立が申し出られる可能性があるからだ。50%までは認めるがそれ以上は駄目ということを決めるかどうか出てくると思う。

(高野) 長崎県は認可基準としてはとくにないが、面積は10ha以上になるようにしている。約90の生産森林組合の半分近くは、ほとんど活動をしていないという状況である。それと100%分収に出しているのが1つある。組合員11名9.5haの組合すべて県行造林に出している。組合員も、もう解散したいといっている。

司会（河野）その100%分収は設立前からか。

(高野) その辺の所はよく知らないが県行造林のために地上権を設定するために組合をつくったのではないかと思う。

司会（河野）沖縄県はどうか。

(吉野) 沖縄県ではまだ具体的な入会林野整備等の問題はかかえていない。

(西森) 高知県には入会整備による生産森林組合は26組合あり、認可基準は決めていない。入会林野の整備と生産森林組合の認可は並行して行なわなくてはならないので生産森林組合をつくるといってくれば、認可をするという方向でやっている。分収造林については、土佐清水市の松尾生産森林組合では整備前から、すでに県行造林をしており、今度、組合と県との間で契約をしなおした。またもう一つの組合員数39人経営面積92ha出資総額650万円の組合では資金不足のために自分たちではやっていけずやむなく公社にお願いすることになりそうだ。

(土岐) 生産森林組合は愛媛県下に108ある。認可の基準については、森林組合法の79条に基づいてやっているが同条第2号について先般設立しようとするものから「明確な基準を示せ」と要請された。しかしこの経営基盤については明確な基準を示していない。そこで入会林野整備で生産森林組合を設立するという場合には、多少緩和して認めることになっている。それから施業計画を重視するとともに常時従事義務の関係から労務の状態もチェックしている。また

施業委託分収造林は過半に及んではならないということを認可の基準として考えている。

＜記名共有方式の近代化＞

司会（河野）以上各県の方々に実情を発表していただいた。これに関連して質問があつたら出してほしい。

(中尾) 山里さんにお尋ねしたい。先ほど「流出を防止するために生産森林組合をつくる。そして組合をつくるためにそういう制約が起るのではないか。共有ならそういう制約をまぬがれる」そういうお話しがあったが5名、10名はともかく、数10名の共有にした例があるか。

(山里) 60数名というのがある。

(中尾) そうすると一人死亡すると大変な事になるのではないか。入会整備によって60名の記名共有にしたのか。それとも、もともと60名の記名共有なのか。

(山里) 近代化して権利を取得させた結果が60数名ということだ。

(中尾) 入会林野整備の結果60数名の共有地になったということになると、一人死ぬと相続登記というのはえらいことになるがそれをあえてやったというのか。

(山里) そうだ（笑）。というのは、私は生森はあまり良くない、近代化は記名共有にとどめておくべきだと思っている。住民の考え方の背景には記名共有の場合住民が地区外に出た場合こまるので入会林野の考え方方に立った生産森林組合をつくってくれというのがあるからだ。だから基本的にはやはり記名共有にとどめるのが入会近代化の本来の考え方ではないかと思う。

(中尾) その考え方には異存はないが、ただ60名のうち1人、2人、3人と地区外に出ていたときどうするのか。

(山里) 近代化したのち、タッチしていない

のでそういう事例が出ているのかどうかわからない。

(中尾) そうすると文字通り60名の共有地になり、入会地ではないのでAという人がどこに行っても権利はあり、死んだら共同相続が働くという問題が起りうるがそういう問題は出て来ていないというわけか。

(山里) そうだ。もちろん近代化の手続きをする上でそういう問題点があるというのは十分説明しているし、あなた方の責任で運営していくなければならないですよという指導もしている。

(中尾) 差しつかえなかったらその団体の名前を教えてもらえないか。

(山里) 帰って連絡する。

＜生産森林組合の認可基準と整備計画＞

(鈴山) 入会林野の整備組合から設備計画と生産組合の設立認可の調整であるが、ある規模をもたないと設立認可しないという森林組合法の規定を適用する場合、果して整備計画があつたあとで設立申請組合の規模が規定以下だからということで、整備計画自体をつくりなおした事例があるか。あれば書きたい。

司会（河野）入会林野の整備計画と生産森林組合設立の認可基準の関係ということだが、各県の実態を伺うと非常にバラツキがある。しかし法の規定がこのようにバラついて運用されると法自体の権威にかかわるよう思う。

(山上) 私は総面積ではなくて、組合員1人あたりの所有面積を考えた方がよいと思う。仮に30haでも100人おれば1人当たり30aで、一方で10人で10haという場合は1人当たり1haになる。1人当たりの面積を考えるべきだ。

(田浦) 高知県で先ほど100%の分収造林に生産森林組合を設立して地上権設定登記を成し

たということだが、これはいつごろのことか。

(西森) 昭和10年頃県と入会権者の5人で契約していたが、地上権設定契約もできないという状態だったので昭和46年に整備をして生産森林組合を設立し、県と組合の間で契約をかわした。

＜分収造林の収益性＞

司会（河野）次に長崎県の木村さんから「公社造林全体での収支はよいが、入会林野は地力の低い山頂部に多い傾向にあるので、個々の林分ではマイナス林分あるいは極端に少額となる林分があるのではないかと思われるがこのような林分の伐採時の分収についてはどのように考えるのか」という質問が出ている。

(松原) 山口県公社は50年で契約しているが、個人的には基本的に50年で伐れない山は契約しないことだというふうに考えている。そして今の時点でいくらまわるかということはナンセンスだと思うが、50年で伐った時に土地所有者が再造林できないというのでは意味がないので、今の価格で6:4で分収した時に再造林できる山なら契約してもよい、それぐらいに考えている。

(馬場) 屋久島公社の場合は2官8民である。スギを植えているが赤系が少なく、黒ジンが多いということで材価の問題を心配している。今まで4,000haを目標にして2,600ha植えており2,000haはスギである。借入金は農林漁業金融公庫から、これは県の債務保証があるが6億4,000万、県が4億2,000万、上屋久町、屋久町から1,700万、共用林組合(20組合)8,590万ということで今まで投資しているのは大体11億6,600万で、その他に2億8,000万の造林補助金がある。マツ林500haのうちマツくい虫で枯れた分の改植ならびに赤系の選抜という技術

指導を今後行なうということになっている。今のところ順調にいっていると思う。

(川原) 福岡市の森林公社は3年前に設立され分収造林に力を入れているが、長崎の話と同じように収益性の低い所に分収林の多いのが懸念される。もっとも3年目なので先々どうなるかわからない。福岡市の公社は何も財産はもたないで市と個人が契約し市からの委託によって植林保育などの作業のみをやっている。従って先々、公社自体としては問題も起つて来ないとと思う。市は農林漁業金融公庫から借りるので先々問題はおこってくると思うが。

<生産森林組合の制度と指導>

司会(河野) 佐賀の鈴山さんから、次のような質問がでている。「入会林野整備で生産森林組合の設立その運営を森林組合法、法人税法、組合等登記令等いろいろの規則の中で事務処理など農林業兼務ではなかなかこなせない。加えて、組合事業に従事できない組合員は脱退を希望するものが多い。脱退の持分の払い戻しは定款に定めてあるが、これに従つて払い戻すと組合の財務上支障があるので払い戻さない規定をつくることは法的に可能か、また有効な解消方法はないか」もう一つ島根県の津森さんから、「生産森林組合の事業種目の拡大と常時従事義務の緩和を計つてはいかがか」というのがでている。

(津森) 施設組合の事業の種目は拡大されているが生産組合については拡大されていないような気がする。制限された事業種目という状況のもとで蓄積がはかられるのか。昔からある法正林によってコンスタンストに収入がある場合、あるいは資金を借りても利息の支払能力がある所はいいが、そうでない時は非常に困る。

(竹内) 林野庁では昭和52年3月に「入会林

野等高度利用促進調査結果報告書」を出しているが、これによると入会整備を行なった集団の保有する人工林の約46%が分収契約によるものとなっており、その理由としては組合員に従事義務を課すことができない42%、事業資金がない30%などとなっている。昭和54年の森林組合制度にもとづいて森林組合法を改正したときに常時従事義務の問題が出たが当時としてはそれくらいはやむを得ないということであった。その問題についてはいろいろ意見もあり、林野庁としても検討しようということになっている。

(堺) 島根県の津森さんにお伺ねしたい。現在の生産森林組合は組合集団として林業経営を行つてゐる状態ではない。したがつて事業種目を新たに追加する場合その事業を行うのは誰かということが問題となる。造林すらできない、山すらつくれないという状態でそれ以上に集約な経営がやれるのかどうか疑問だと思う。私は生産森林組合の保有している山には結構いいのがあると思う。生産森林組合の一斉調査から集計したかぎりではそういう結果ができる。したがつてもっとまともな経営をすれば、あるいは森林組合と生産森林組合が提携して経営をしていけば、少なくとも除間伐収入くらいは入るはずだ。ところが現実の組合ではそれすら行なつていな。私はそういう所にこそ問題があると思う。今の生産森林組合は造林のことよりも、15～20年生の山を金にかえることの方が重要な問題で、その辺の指導をしっかりすればそれから先の経営も伸びてくるのではないかと思う。大分県九重町のある組合では第二次林構で高集団地に指定され、非常に集約的な経営をやっている。その場合の労務調達方式は複雑で一口ではいえないが、いずれにしてもいろんな工夫をして経営の高度化を計っている。そういう事例は他にもあるだろうし、そうした例をまねていく

よいのではないか。

(津森) 極端な例だが生産森林組合の土地を利用してドライブインをやりたいという話が出たことがある。それは極端としても、利用事業のような事業はできないだろうかと思っている。常時従事義務を前提すると事業は限定されるが、それを緩和すると採石業みたいなものもやれるだろうと思う。

<財産区と入会林野>

司会(河野) 福岡県の坪生さんから財産区有林とニュータウン住民と入会権の関係についてという質問がでている。すなわち「久留米市は合併以前、旧村有林として経営されていたものが合併と同時に財産区を設置し管理・運営されて来た。ところが本年9月委員の改選にともないニュータウン地域からも委員が選出されてきた。行政面からみれば当然の権利かとも思われるが、果してニュータウンにそのような権利があるのか。」ということである。

(坪生) 旧村のときには5,000人くらいしか有権者がいなかったが、このほど新しくニュータウンができて、それが1万人くらいになった。從来選出議員は旧町村の議員だったが、現在12名の財産区議員のうち3名がニュータウンから出てきている。しかし将来のことを考えるとニュータウンの選出議員が多くなり経営がわからないということになると問題だと思う。ニュータウンの人たちにそういう権利があるのかどうか先生方にお聞きしたい。

(武井) その財産区が入会集団であるかどうかによってちがう。入会林野としての慣行が統一している所であれば「地方自治法の実例判例集」を見るとわかるが選挙権を限定することを認めるという通達が昭和27年ころに出ている。ただし、旧市町村有で入会集団としての性格を失な

っている場合には駄目だ。財産区というのは全住民をもれなく構成員にするというのが地方自治法上の建前であるからニュータウンの住民を除くのは不可能だ。従つて集団の沿革と現状を調査した上で自治省の通達を参考して処理するがよい。しかし一度ニュータウンの住民を入れたらもとへ戻すのはむずかしいと思う。

(坪生) 旧村民に聞くと戦前、戦後を通じて自分たちの全員の無料出役で今日の美林を成したという。ただし、村有林という形で経営されて来たことはまちがいない。ニュータウンの住民の中にも、旧住民にしか権利はないのではないかという意見と財産区だからニュータウンの人たちにも権利はあるんだという意見があるが、3人ほどの議員がニュータウンから無投票で選出された。

(武井) それは都市近郊でよく起る問題で最初の一歩が大切で、一度新しい慣習が出来てしまふとそれをもとに戻すというのは事実上も法律上もむずかしいと思う。

<分収林と入会林野の契約利用>

(中尾) 入会林と分収林という場合に生産森林組合をつくった後での分収が問題にされてきたが、その前に入会地における分収造林というのがある。先ほど砂田さんの報告では組合有地に地元の人たちが分収林をやっているということだったがそれも入会地ではなかろうかと思う。また部落有林野を市町村に統一して入会権はそのまま残してそれを官行造林に出し、官行造林が8:2、7:3で分収された民収分を部落と市町村で再分収するという所もある。そこでのその再分収というのは何なのか、それは入会権ではないかそういう問題がある。県行造林では必ずしも市町村有地でなくともよいということだがそれは入会権なのか違うのか。というのも

市町村とか県の方はそんなのを入会としたらめんどくさいから「うてあわんのいて」くれという方が多いが、地元の人としてはそうではない。入会権の契約利用形態というのではないか。

(吉野) 沖縄県国頭村の一部分の部落の方が分収造林をしている。分収率は8：2である。沖縄県では入会権という問題は数は多くなく旧慣使用林野を整備事業になるだろうと思う。そしてその段階では今の分収造林に関する分は一応外されるのではないかと考えている。

(西森) 第1回の大分の九重町での大会の時とくらべて、生産森林組合の問題は変わらないなあという気がする。これからは困った話ばかり

出さずに胸をはって言えるようなことも発表してもらいたいものだと思う。また農業協同組合、漁業協同組合とくらべて森林組合はいろいろな面で劣っているが、それよりもさらにおくれているのが生産森林組合である。その指導について担当者の方もいろいろ悩みをもっていると思う。たとえば一斉調査表の回収の方法などについて意見を出すようにしていきたい。

司会(河野) 質議の方はこれで一応うち切りたい。長い間、熱心に討論していただけてありがとうございました。

<大 会 記 事>

西日本入会林野研究会の第3回シンポジウムは、54年10月4日、5日の2日間、九州の最高峰、宮之浦岳を擁する鹿児島県屋久島の屋久町営「国民宿舎屋久島温泉」で開催された。

参加者は西日本各県から県職員や市町村職員あるいは入会整備組合の代表者など総計160人余に達し、これまでの最高を記録した。

会員の外に林野庁森林組合課から船渡課長補佐、竹内係長が出席された。

またシンポジウムも、提案者の挑発的な問題提起と司会者の巧妙なカジさばきによって議論が続出し、発言者も35人を数えた。

開催地の屋久町役場、鹿児島県林政課及び熊毛支所の皆様には各般にわたり多大の御配慮をいただいた。160名余という大きな研究会を2日間にわたり終始スムーズム運営できたのも、これらの方々の御協力の賜と心から御礼申し上げたい。

受付、記録などは例年どおり西南学院大、九州大の学生に担当してもらった。

なお、2日間の研究会次第はつぎのとおりである。

◎ 研究会大会次第

第1日 10月4日 9時開始

全体進行 高知大学農学部 川田 黙

1. 開会 屋久町産業課 戸床 頭

1. 代表委員挨拶 研究会代表委員

中尾 真俊

1. メッセージ

中日本入会研究会代表 熊谷 開作

(代読 中尾英俊)

1. 来賓挨拶 鹿児島県林務部長 地頭睦夫

(代理 湯田実雄)

屋久町長 泊 義之

(代理 日高 望)

1. 特別講演 林野庁森林組合課課長補佐

船渡 清人

1. 問題提起

① 川東義明(鹿児島県加世田農林事務所)

② 真孫義之(対馬林業公社)

③ 砂田清哉(今治市、玉川町及び朝倉村共有山組合)

④ 岡森昭則(九州大学農学部)

(中食)

1. 研究会総会 司会 馬場 透(鹿児島県)

1. シンポジウム

司会 中尾英俊(西南学院大)

河野俊克(宮崎県)

1. 閉会 島根大学法文学部 武井正臣

1. 懇親会

第2日 10月5日 現地視察 8時30分発
屋久町船行入会整備組合、屋久杉ランド、宮之浦工芸などを視察して上屋久町、国民宿舎「やくしま荘」着、翌朝解散

◎ 総会

1. 会務報告

① 中尾代表委員 堀委員から1年間の会務の報告がなされ承認された。

② 会計報告

西日本入会林野研究会

第4期(78.9~79.9)決算報告

I 収入			
1. 前期('77.11~'78.9)繰り越し		11,762	
2. 会費収入(500円×123人)		61,500	
3. 会報売り上げ		3,750	
1) 1号(350円×5)	2,000		
2) 2号(500円×4)	1,750		
4. 県負担金(2,000円×7県)		14,000	
5. 大会参加費(2,450円×99人)		24,255	0
6. その他		1,347	
1) 預金利息	1,347		
収入合計		33,490	9
II 支出			
1. 会報発行費		50,000	
1) 第3号印刷代		11,520	
2. 第4回大会運営費			
1) 会場受付係人件費	60,000		
2) シンポジウム原稿作成費	55,000		
3) 雑費	240		
3. 連絡旅費		53,640	
4. 事務局費		76,120	
1) 通信費	9,500		
2) 第5回大会案内状・作成費	3,000		
3) 事務用品費	4,320		
4) 委員打合せ会費	14,300		
5) 事務局費	45,000		
支出合計		294,960	
III 次期繰り越し高			
1) 現金		39,949	
2) 預金		5,668	
		34,281	

2. 審議事項

① 次期開催地 — 愛媛県今治市周辺での

開催を希望することが確認された。

② 運営委員の改選

市町村関係 酒井利幸(大分県九重町)

川原祥治(福岡市森林公社)、長

安秀樹(鳥取県三朝町)

県関係 河野俊克(宮崎県)、西

森正信(高知県) 大東昇(島根

県) 徳本達夫(愛媛県)

大学関係 武井正臣(島根大)、中尾

英俊(西南学院大)、大平英輔

(高知大) 堀正絢(九州大)

これまで永く運営委員を努められた森

有為氏(大分県九重町)が退任された。

また東家勝徳氏(熊本県)も退任され、

酒井、川原、徳本の3氏が新たに委員

に就任された。

1980年9月20日印刷

1980年9月22日発行

編集 西日本入会林野研究会

発行 福岡市西区西新6-2-92(814)

西南学院大学法学部内

電 (092)-841-1311

印刷 松隈印刷株式会社

電 (092)-721-0769

